

摺上川ダム湖面利用計画

平成 17 年 11 月

摺上川ダム湖面利用協議会

1. はじめに

摺上川ダムは、阿武隈川の支川摺上川の上流に位置し、洪水調節や福島市を始めとする 2 市 9 町への水道用水供給など重要な役割を担っている。また、福島県の県都である福島市街地からのアクセスに優れ、豊かな自然環境は、多くの人々を引きつけるばかりでなく、地域活性化の役割も合わせ持っている。

平成 15 年 6 月 1 日福島市により「水道水源保護条例」が施行され、摺上川ダムの水質を守るために、ダム流域内（130km²）が「水源保護地域」として指定されている。

こうしたなかで、新たに誕生するダム湖「茂庭つ湖」には既存利用者が無く、湖面利用に関しては全く白紙の状態からスタートすることになる。河川法上、湖面利用に関しては「自己責任による自由使用」が基本的な考え方としており、水質保全に関する法令を除き、利用に関するルールは現在のところ無い状態である。

のことから、地域からの地域振興と活性化への期待につながる湖面利用に関して、国、県、市、利水者、民間等との協力と連携により、湖面利用と規制の計画立案を目的とした組織として「摺上川ダム湖面利用協議会」を発足し、「摺上川ダム湖面利用計画」を策定した。

2. 摺上川ダム湖面利用計画の位置づけ

本計画は、福島県北地域約 39 万人の水がめとして安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、ダム湖及びその周辺地域のすばらしい景観や豊かな自然環境を地域の貴重な財産として将来にわたって保全し続けること、そして、地域の振興に資することを目的としてダム湖の利用者が守るべきルールを定めるものである。

本計画の適用範囲は、摺上川ダム湖（もにわっ湖）直轄管理区間とし、具体的な措置については以下のとおり定める。

3. ダム湖利用の基本方針

ダム湖利用に際しての基本方針を以下に示す。

(1) ダム機能保全

ダム湖の利用によりダムの運用に支障をきたしたり、管理設備や湖岸に損傷を与えたり、または構造物の設置により貯水池容量の減少や疎通能力の阻害など本来ダムが持つべき機能を低下させない。

(2) 環境保全

ダム湖の利用により、貯水池水質、生態系、景観の阻害、また利用にあたって排出した廃棄物等の発生など、ダム湖及び周辺の環境悪化を招かないようする。

(3) 地域の振興と活性化

ダム湖の自然環境及び水質の保全と適正な利用を両立し、地域の振興と活性化に資する。

(4) 自己責任

ダム湖は公共的な河川空間が大部分であり、その利用にあたっては河川法等による一定の制限を受ける。事故等の処理やその費用については原因者負担であり、利用者の自覚と責任のもとに使用するものとする。

4. 湖面利用

茂庭地域の恵まれた自然環境や水道水源であるダム湖の水質を保全することは、湖面を利用する者の責務である。当協議会では、ダム湖の利用が環境悪化を招かないよう利用者が守るべきルールを定める。

4.1 釣りについて

ダム湖の水質及び環境を保全するため、湖内での釣りは全面禁止とする。

4.2 舟等の利用について

水質事故発生の恐れがあるあらゆる動力付き船舶（エンジン付き・モーター付き）の利用を禁止する。ただし、動力付き以外の舟（カヌー等手漕ぎボート、ウインドサーフィン、ヨット）は利用できる。

利用する際はライフジャケットを着用し、利用区域は別図「摺上川ダム湖面利用区域図」の通りとする。

また、離着岸は、梨平地区の階段護岸とし、その他の湖岸は利用しない。

4.3 遊泳について

湖内は水温差が大きく危険なため、遊泳は禁止する。

4.4 ゴミ投棄等の規制

河川区域でのゴミ等の投棄は河川法で禁止されており、さらに「ゴミの持ち帰り」を徹底する。

5. 安全管理

安全管理は、基本的に利用者の自覚と自己の責任においてなされるべきものである。

一方、協議会においてもダムの湖面利用に伴い発生することが予測される事故を未然に防止することが重要であり、そのため利用にあたってのルールを定めるとともに、万一発生した場合は関係各機関が速やかに対応できるよう、関係機関相互の連絡体制を確立する。

5.1 事故等の防止

事故等を未然に防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 湖面への進入路には、利用ルールや危険等を周知する看板を設置する。
- (2) 手こぎボート等の利用にあたっては、ライフジャケットを着用する。
- (3) 指定区域外での利用は禁止を周知する。

5.2 事故発生時の連絡体制

ダム湖において事故等が発生した場合、原因者もしくは発見者は速やかに以下の連絡先へ通報する。連絡を受けた者は直ちに関係機関等へ通報するとともに、状況に応じて相互に協力し迅速に救助活動を行う。

緊急連絡先：

摺上川ダム管理所	電話：024（596）1275
福島県警察本部	電話：110
福島市消防本部	電話：119
福島市役所	電話：024（535）1111

6. 利用の手続き

将来、梨平地区公園の管理形態が整うまでの間、手こぎボート等の利用に際しては、安全対策の観点から事前に摺上川ダム管理所まで利用届を提出するよう措置する。提出に際しては、FAX、郵送、インターネット等の媒体を通じて行う。

7. 摺上川ダム湖面利用協議会

7.1 協議会の構成員

協議会構成員は、別表のとおりとする。

7.2 協議会の開催

摺上川ダム湖面利用協議会は、湖面の利用状況を監視、評価するため、毎年1回程度開催するものとする。また、湖面利用計画の見直し等が発生した場合は、必要に応じて開催し協議するものとする。

7.3 事務局

事務局は、摺上川ダム管理所内におく。

別表 摺上川ダム湖面利用協議会構成員（平成17年11月）

氏名	所属	役職
鈴木 浩	福島大学行政社会学部	教授
安藤 義一	茂庭地域開発促進協議会	会長
中野 藤男	飯坂温泉観光協会	会長
紺野 幸子	飯坂温泉旅館協同組合	女性部いいざか乙和会長
川又 知子	飯坂町商工会	女性部長
鈴木 正彦	摺上川ダム・スカイパーク周辺観光整備協議会	幹事長
小野 純宏	釣り愛好家	
望木 昌彦	阿武隈川漁業協同組合	代表理事組合長
由田 幸雄	福島森林管理署	署長
大山 達朗	福島県福島北警察署	署長
渡辺 淳一	福島市消防本部	消防長
渡辺 隆一	福島地方水道用水供給企業団	事務局長
佐久間 恒一	福島県生活環境部環境共生領域	自然保護グループ参事
石川 幸兒	福島県農林水産部生産流通領域	水産グループ参事
堀内 進	福島県土木部河川港湾領域	ダムグループ参事
高橋 精一	福島市商工観光部	部長
渡邊 和幸	福島市環境部	部長
紺野 浩	福島市建設部	部長
渋谷 元	福島河川国道事務所	所長
木内 良春	摺上川ダム工事事務所	所長

摺上川ダム湖面利用区域図

 湖面利用区域：
梨平公園より半径約 1,000m の範囲。

